

雇用保険求職者給付の所定給付一覧表

雇用保険とは

労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活や雇用の安定を図り、求職活動を容易にするなど、労働者の職業の安定を図ることを目的とする国の制度です。

「雇用保険の対象になる人」を1人でも雇ったときは、労働者本人や事業主の意思にかかわらず、事業主は加入手続きを行い、保険料（被保険者と事業主で負担）を国に納付することになっています。

未手続の場合は、最大2年分の保険料納付、追徴金・延滞金が賦課されることがあります。

雇用保険被保険者受給期間について

◎一般の受給資格者の所定給付日数

（定年退職者・自己都合等で離職した方など）

被保険者期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◎高年齢求職者給付金

被保険者期間	1年未満	1年以上
65歳以上	30日分	50日分

特定受給資格者所定給付日数

（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方）

被保険者期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日